

## 工 事 設 計 書 等

### 工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局  
鬼怒川ダム統合管理事務所

# 鏡

## 1. 工事名

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事
工事地名	栃木県日光市川俣地先

## 2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年11月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	鬼怒川ダム統合管理事務所 施設管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 1月	据付：2026年 1月	
3) 工事番号	2025110001	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 1月	据付：2026年 1月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	水門設備（ダム用水門）	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	782日間 自 令和 8年 2月 2日 (当初) 至 令和10年 3月24日 ( 0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都 据付：栃木県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7 区 据付：栗山地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線	川俣ダム	2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設計年月	令和 8年 1月	2 4) 処分費等	0		
		2 5) 公告日	令和 7年11月21日		
		2 6) 入札締切日	年 月 日		

## 3. 予算科目

1) 予算科目： 河川事業整備費	2) 目： 堰堤維持費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
---------------------	----------------	-----------------	---------

## 設計内訳書

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (ダム用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
製作工		式	1		26,232,504				
ダム用水門設備製作		式	1		26,232,504				
放流設備		式	1		26,232,504				
扉体圧着シリンダー油圧配管		式	1		2,254,504			内-1号	
水密ゴム加圧装置機器		式	1		23,978,000			内-2号	
間接労務費		式	1		561,000				
純製作費		式	1		26,793,504				
工場管理費		式	1		262,000				
製作原価		式	1		27,055,504				
据付工		式	1		17,598,488				
ダム用水門輸送工		式	1		132,000				
輸送工		式	1		132,000				

## 設計内訳書

工事名	R7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (ダム用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
ダム用水門輸送		式	1		132,000			内-3号	
ダム用水門設備据付		式	1		17,239,988				
ダム用水門据付工		式	1		17,239,988				
据付(ダム用水門)		式	1		16,729,993			内-4号	
直接経費(水門設備)		式	1		509,995			内-5号	
仮設工		式	1		226,500				
足場支保工(機械設備)		式	1		226,500				
足場		式	1		226,500			内-6号	
共通仮設費		式	1		3,436,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		3,436,000				
純工事費		式	1		21,034,488				
現場管理費		式	1		4,320,000				

## 設計内訳書

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (ダム用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
据付間接費		式	1		22,283,000				
据付工事原価		式	1		47,637,488				
設計技術費		式	1		1,942,000				
工事原価		式	1		76,634,992				
一般管理費等		式	1		14,085,008				
工事価格		式	1		90,720,000				
消費税相当額		式	1		9,072,000				
工事費計		式	1		99,792,000				

# 一式当たり内訳書

扉体圧着シリンダー油圧配管

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
掛掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
主要部材費								
部品費		式	1		107,168			
		式	1		1,387,820			
製作補助材料費	ダム用水門設備 放流設備 107168円							
		式	1		10,716			
労務費(各種)	24人/式							
		式	1		748,800			
合 計					2,254,504			





# 一式当たり内訳書

第 4号内訳書 据付(ダム用水門)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付補助材料費	ダム用水門設備 放流設備 6696300円							
油圧配管据付		式	1		435,259			
据付補助材料費	ダム用水門設備 放流設備 5817600円							
加圧装置整備据付		式	1		378,144			
油圧配管撤去								
		式	1		927,180			
油圧配管据付								
		式	1		6,830,226			
加圧装置準備撤去								
		式	1		2,225,232			
加圧装置据付								
		式	1		5,933,952			
合 計					16,729,993			

# 一式当たり内訳書

直接経費(水門設備)

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械経費 (クレーン)	ラフテレンクレーン 油圧式25t 4日 無							
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	1 5 k V A	式	1		212, 800			
		日	84	2, 510	210, 840			
TIG溶接機	定格電流300A							
		日	84	909	76, 356			
雑機械器具損料	9999円							
		式	1		9, 999			
合 計					509, 995			





# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量	単価	1	1,387,820
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
接ネジ	W18×24L×27 (六角) S25C	個	20	38,000	760,000		
接ネジ	W18×28L×27 (六角) S45C-N	個	4	54,000	216,000		
高圧ねじ込み形エルボ	8A 90° SUS304	個	20	980	19,600		
高圧ねじ込み形エルボ	Rc1/4 450° SUS304	個	4	1,500	6,000		
高圧オスメスエルボ	Rc1/4×R1/4 SUS304	個	4	4,500	18,000		
パッキン	t=1.6 φ19-26	個	24	600	14,400		
さし込み溶接ユニオン	10A SUS304	個	20	2,500	50,000		
さし込み溶接ユニオン	3/B SUS304	個	4	3,500	14,000		
レジャーシングインサート	8A×10A SUS304	個	20	1,800	36,000		
ボス	20L SUS304	個	4	22,000	88,000		
マルチクランプ		個	12	1,600	19,200		

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量	単価	1	1,387,820
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ニップル	PT1/8 SUS304	個	20	1,200	24,000		
高圧ニップル	R1/4 SUS304	個	4	2,000	8,000		
ゴムブッシュ	合成ゴム	個	4	1,580	6,320		
フレキシブルホース	8A×850 SUS口金付	本	2	26,000	52,000		
フレキシブルホース	8A×700 SUS口金付	本	2	25,000	50,000		
作動油	22cst	L	10	630	6,300		
計					1,387,820		
単価					1,387,820	円/式	

## 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	製作補助材料費	クマ用水門設備 放流設備 107168円	単位	式	数量	単価	
	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額 概要
補助材料費			式		1		10,716
	計						10,716
	単価						10,716 円/式

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	労務費（各種）	24人/式	単位	式	数量	単価	
	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額 概要
機械設備製作工			人		24	31,200	748,800
	計						748,800
	単価						748,800 円/式



# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

機器単体費		単位	式	数量	単価	金額	23,880,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
レベルスイッチ	2 接点	個	2	70,000	140,000		
ギアポンプ	4 0 0 V 1.5 k w	個	1	960,000	960,000		
電磁弁	2 0 A ノーマルオープン	個	2	30,000	60,000		
電磁弁	2 0 A ノーマルクローズ	個	2	24,000	48,000		
圧力計 AC20-133-3000000	0~1.0MPa	個	2	22,000	44,000		
圧力計 BC10-233-3000000	0~1.6MPa	個	2	27,000	54,000		
圧力スイッチ CQ30-133-2A0C700	0~1.5MPa	個	2	90,000	180,000		
加圧器	36L	個	2	10,600,000	21,200,000		
アキュムレータ	5L	個	2	230,000	460,000		
圧力計 BC15-233-3000000	0~1.0MPa	個	4	30,000	120,000		
圧力スイッチ CQ30-133-2F0C700	0~1.0MPa	個	2	90,000	180,000		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

機器単体費		単位	式	数量	単価	金額	23,880,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
圧力スイッチ CQ30-133-2B0C700	0~1.0MPa	個	2	90,000	180,000		
圧力スイッチ CQ30-233-2C0C700	0~1.0MPa	個	2	100,000	200,000		
圧力計 BC10-233-3000000	0~1.5MPa	個	2	27,000	54,000		
計					23,880,000		
単価					23,880,000	円/式	

## 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	修繕工事輸送費（放流・制水・取水設備、放流管）	1.959t 186km	単位	式	数量	単価	
						1	132,000
運搬費用	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
			式	1		132,000	
計						132,000	
単価						132,000	円/式

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	据付補助材料費	ダム用水門設備 放流設備 6696300円	単位	式	数量	単価	
	油圧配管据付					1	435,259
補助材料費	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
			式	1		435,259	
計						435,259	
単価						435,259	円/式

## 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	据付補助材料費	クマ用水門設備 放流設備 5817600円	単位	式	数量		単価	
	加圧装置整備据付					1		378,144
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		378,144		
	計					378,144		
	単価					378,144	円/式	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	油圧配管撤去		単位	式	数量		単価	
						1		927,180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備据付工			人	30	30,906	927,180		
	計					927,180		
	単価					927,180	円/式	

## 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
	油圧配管据付						1	6,830,226
	機械設備据付工		人		221	30,906	6,830,226	
	計						6,830,226	
	単価						6,830,226	円/式

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
	加圧装置準備撤去						1	2,225,232
	機械設備据付工		人		72	30,906	2,225,232	
	計						2,225,232	
	単価						2,225,232	円/式

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
加圧装置据付						1	5,933,952
機械設備据付		人		192	30,906	5,933,952	
計						5,933,952	
単価						5,933,952	円/式

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
機械経費（クレーン）	ラフテレーンクレーン 油圧式25t 4日 無					1	212,800
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日		4	53,200	212,800	
計						212,800	
単価						212,800	円/式

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	摘要
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	1 5 k V A	単位	日	数量	単価	1	2, 510
軽油		L		8. 5	133	1, 130	
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	1 5 k V A	日		1. 18	1, 170	1, 380	
諸雑費 (まるめ)		式		1		0	
計						2, 510	
単価						2, 510	円/日

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

TIG溶接機		定格電流300A	単位	日	数量	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
TIG溶接機		定格電流300A	運転日	1	909	909	
	計					909	
	単価					909	円/日

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

雑機械器具損料		9999円	単位	式	数量	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
雑器具損料			式	1		9,999	
	計					9,999	
	単価					9,999	円/式

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

足場丁	単管足場 不要 標準	単位	掛m <sup>2</sup>	数量	単価	金額	摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上木一般世話役		人	1.9	30,906	58,721		4,530
とび丁		人	6.9	29,886	206,213		
普通作業員		人	1.8	24,276	43,696		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.8	53,200	42,560		
諸雑費 (率+まるめ) 29%		式	1		101,810		
計					453,000		
単価					1,530	円/掛m <sup>2</sup>	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00000002000

鋼管 (各種) (k g)	単位	k g	数量	単価	金額	摘要
SUS304 8A Sch80					1,000	7,144.58
配管用ステンレス鋼管	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	8 A Sch 8 0	t	1.1	6,505,000	7,155,500	
スクラップ	ステンレス新切 1 8 c r	t	-0.07	156,000	-10,920	
計					7,144,580	
単価					7,144.58 円/k g	

(機械設備工事)

R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事

( 当 初 ) 請負工事費計算書

( 1 ) 製作原価	27,055,504	(15) 機器単体費	23,880,000
( 2 ) 据付工事原価	47,637,488	(16) 合算機器単体費	0
( 3 ) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
( 4 ) 設計技術費	1,942,000		
( 5 ) 工事原価	76,634,992		
(1)+(2)+(4)			
( 6' ) 一般管理費等 (計上額)	14,085,008	( 6 ) 一般管理費等 (計算額)	14,093,174
( 7' ) その他費目計	0		
( 8 ) 業務委託料等	0		
( 9 ) 工事価格 (5)+(6' )+(7' )+(8) (方円未満切り捨て)	90,720,000		
(10) 消費税等相当額	9,072,000		
(11) 請負工事費 (9)+(10)	99,792,000		
(12) 入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	90,720,000		
(13) 調査基準価格	89,771,000		
(14) 調査基準価格の100/110	81,610,000		

## 工場管理費

工場管理費	工場管理費対象額	工場管理費率	計上額
機械設備名			
水門設備（ダム用水門）	1,310,399	20 %	262,079
工場管理費計			262,000
工場管理費対象純製作費			
単独（追加工事）	1,310,399		
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	1,310,399		
非対象額計（一）	25,483,705		
管理費区分6・A・B・C・D	107,169	（材料費 鋼材）	
管理費区分E・F・Z9923	1,496,536	（材料費 鋼材を除く）	
管理費区分3	23,880,000	（機器単体費）	
管理費区分L	0	（輸送費）	
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）	
管理費区分5	0	（一般管理費のみ対象額）	
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）	
工場管理費			
単独（追加工事）	262,000		

## 共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 水門設備（ダム用水門）			合算工事：		
対象工事費	17,598,488	据付直接工事費	17,598,488	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）					
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	0	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）					
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	17,598,488	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	17,598,488	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	14.73 %		0 %		
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）	19.53 %	（19.15% × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	3,436,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

## (積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)					
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				
共通仮設費 (積上分) 計					0

## 据付間接費・現場管理費

据付間接費 機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
水門設備（ダム用水門）	15,916,590	140 %	22,283,226
据付間接費計			22,283,000
現場管理費			
単独（追加工事）純工事費	21,034,488	単独（追加工事）据付直接工事	17,598,488
非対象額計（－）	0	単独（追加工事）共通仮設費	3,436,000
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分3	0	（機器単体費）	
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分7	0	（文給品（製作品・機器単体品）の額）	
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）	
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額	
対象額（＋）	0		
支給品	0		
無償貸付機械等評価額	0		
事業損失防止施設費	0		
現場管理費対象純工事費			
単独（追加工事）	21,034,488	現工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	21,034,488	現工事	0
現場管理費率（補正前）	19.94 %	現工事	0 %
施工地域等補正	1	熱中症補正	0 %
砂防・地滑り補正	0 %	ICT施工補正	1
現場管理費率（補正後）	20.54 %	（19.94% × 週休1.03）	
現場管理費計上額			
単独（追加工事）	4,320,000	現工事	0
		合算工事	0
		調整工事計上額	0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）			
	862,054		

## 設計技術費

製作原価					
単独（追加工事）	27,055,504				
据付工事原価					
単独（追加工事）	47,637,488				
非対象額計（－）					
管理費区分5	0		（一般管理費のみ対象額）		
管理費区分9	0		（率計算の非対象額）		
管理費区分T	0		（対象額に含まれる全処分費）		
管理費区分M	0		（設計技術費のみ非対象額）		
中止期間中の現場維持費	0		（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）		
対象額（＋）					
支給品費	0				
設計技術費対象額					
単独（追加工事）	74,692,992	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	74,692,992				
標準設計技術費率					
工種	水門設備（ダム用水門）				
単独（追加工事）	2.6	% 現工事	0	% 合算工事	0
設計技術費					
単独（追加工事）	1,942,000	現工事	0	合算工事	0
調整工事計上額					0

## 一般管理費等（当初）

主たる工種					
単独（追加工事）	水門設備（ダム用水門）				
工事原価					
単独（追加工事）	76,634,992	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	76,634,992	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	76,634,992				
標準一般管理費率					
単独（追加工事）	24.47 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）					
単独（追加工事）	23,880,000	現工事	0	合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）					
単独（追加工事）	0.31	現工事	0	合算工事	0
機器単体費補正係数（R）					
単独（追加工事）	0.75	現工事	0	合算工事	0
前払金支出割合による補正係数					
単独（追加工事）	1	現工事	0		
財団法人等による補正係数					
単独（追加工事）	1	現工事	0		
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価					
契約保証に係る補正值	0.04				
一般管理費等率					
単独（追加工事）	18.39 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費等					
単独（追加工事）	14,085,008	現工事	0	合算工事	0
業務委託料等					
単独（追加工事）	0				
調査基準価格					
単独（追加工事）	89,771,000				
調査基準価格100/110					
単独（追加工事）	81,610,000	（ 89.96 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事

国土交通省 関東地方整備局  
鬼怒川ダム統合管理事務所 施設管理課

## 工事数量総括表

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
ダム用水門設備製作		式		1		
放流設備		式		1		
扉体圧着シリンダー油圧配管		式		1		
水密ゴム加圧装置機器		式		1		
間接労務費		式		1		
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
ダム用水門輸送工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
輸送工		式		1		
ダム用水門輸送		式		1		
ダム用水門設備据付		式		1		
ダム用水門据付工		式		1		
据付(ダム用水門)		式		1		
直接経費(水門設備)		式		1		
仮設工		式		1		
足場支保工(機械設備)		式		1		
足場		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

# R7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事

## 特記仕様書

令和7年11月

国土交通省 関東地方整備局  
鬼怒川ダム統合管理事務所

工 事 名 : R7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事  
工事場所 : 栃木県日光市川俣地先  
工 期 : 契約の翌日から令和10年3月24日まで

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000022.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html)）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7川俣ダムコンジット主ゲート修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

## 第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

## 第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

## 第4条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、契約工期内であっても次に示す場合については専任を要しないものとする。
  - ①工場製作のみが行われている場合
  - ②現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
  - ③工事を全面的に一時中止している場合
  - ④工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である場合ただし、専任を要しない期間は、監督職員との協議により決定するものとする。
2. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。  
なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事

務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

## 第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

- （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- （3）下請次数は3次までであること。
- （4）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- （5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
- （6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
- （7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- （8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- （1）専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

#### 第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
  - (1) 建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内(管内境界に接する県の工事の場合は、他地整管内の隣接県も含める)の工事でなければならない。
  - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
  - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど)

(2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

(3) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し等）

4. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

#### 第 7 条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

#### 第 8 条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

栃木県日光市川俣 緯度 36° 52' 40" 経度 139° 31' 12"

#### 第 9 条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

水密ゴム加圧装置主要機器更新 2 門分

扉体圧着シリンダー油圧配管部分更新 1 門分

#### 第 10 条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加

として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査結果に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

## 第 11 条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

### 1. 溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和 3 年 3 月）によるほか、以下による。

- (1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

ただし、水門扉主要構造部及び放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深 25m 以上）、複雑な構造物などの重要な突合せ継手部は、突合せ溶接延長の 40% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

- (2) 受注者は、主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。
2. 溶接における監督・検査等の強化
- (1) 発注者は段階確認において、1項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会うものとする。
- (2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。
- (3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

### 第12条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式-1）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。  
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

### 第13条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

### 第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）  
令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### 第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

#### 第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリスタンスを考慮するものとする。

ウィークリスタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

#### 第17条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を

把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

#### 第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

#### 第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-22から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

#### 第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

#### 第21条 詳細設計付き施工発注方式

本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

詳細設計付き施工発注方式とは、受注者が本工事の施工にあたって特記仕様書第64条に示す施工範囲の詳細設計を行い、監督職員が詳細設計図書として承諾し、施工を行うものである。なお、共通仕様書でいう「承諾図書」は「詳細設計図書」と読み替えるものとする。

#### 第22条 詳細設計図書

監督職員は、詳細設計図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及

び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

### 第 23 条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和 3 年 6 月改正法律第 52 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第 2 章及び第 3 章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

### 第 24 条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第25条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

## 第26条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式－2に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

## 第27条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来高管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

## 第28条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事

写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

#### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

##### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

#### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

**【チェックツールの事例】**

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会  
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

### 第30条 快適トイレの試行

#### 1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

**【快適トイレに求める機能】**

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

**【付属品として備えるもの】**

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

**【推奨する仕様、付属品】**

- （12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

#### 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

### 3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

## 第31条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

### 1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本業務を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

### 2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
- 2) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

### 3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)
- 2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)
- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形

式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

#### 4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

### 第32条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
  - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
  - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
  - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
  - V. 地下埋設物の損傷事故防止
  - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
  - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
  - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
  - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

### 第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

#### (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

#### (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

##### ① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が2

5℃以上となる日を真夏日とみなす。

- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。  
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。  
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。  
なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
- 上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

### (3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。  
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

### (5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

### (6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

## 第34条 出水期間中の現場管理について

本工事における出水期間中の現場管理については、共通仕様書 第1編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、(以下「防災措置等」という。) 必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

## 第35条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

### 第 36 条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

### 第 37 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

### 第 38 条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

### 第 39 条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含まれている。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③余裕期間	30日間

2. 6月15日から9月30日を洪水貯留準備水位期間とし、工事行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

- ・準備・後片付け
- ・その他監督職員が承諾した工種

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

#### 第40条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-3により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

#### 第41条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 第4-2条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

#### 第4-3条 安全管理推進技術者等認定について

##### 1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

##### 2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

##### 3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

##### 4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

#### 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

### 第44条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

#### 1) 週休2日

##### ①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

##### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

#### 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
  - ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
  - ・変更した就業規則
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
  - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
  - ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
  - ③官公庁の休日の場合完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

#### 第45条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、土呂部観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

#### 第46条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

#### 第47条 個人情報の取り扱いについて

##### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

##### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

##### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

##### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

##### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

##### 6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理

するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

#### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙一 3）を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

#### 9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 第 48 条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
------	------	--------

昼間作業	全ての工事	8：30～17：15
------	-------	------------

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。  
 各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。  
 ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

#### 第49条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R7川俣ダム管内維持管理工事	川俣ダム全体	令和8年3月31日まで
R7鬼怒川ダム放流設備等点検整備業務	川俣ダム全体	令和8年3月31日まで
R7鬼怒統電気通信施設等保守業務	川俣ダム全体	令和8年3月31日まで
川俣ダムトンネル工事（仮称）	川俣ダム天端通路、川俣ダム進入路	令和8年11月から令和9年11月まで
その他監督職員の指示する工事		

#### 第50条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義  
 新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
  - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
  - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
  - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
  - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術  
 新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
  - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
 URL：<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
  - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

#### 第 5 1 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

#### 第 5 2 条 建設現場における遠隔臨場の実施

##### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行

うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

## 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

## 3. 実施内容

### (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

### (2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

### (3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

### (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

### (5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-4 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

### 第53条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

#### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

#### 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
--------	---	---	---	---	---	---	---

### 3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

### 4. 実施内容

#### (1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

#### (2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

#### (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

#### (4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### (5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

#### (6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第54条 契約後VE方式

### 1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

### 2. VE提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
  - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
  - 2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
  - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

### 3. V E提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - 1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
  - 2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - 3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
  - 6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### 4. V E提案書の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

### 5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

### 6. V E提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E

提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

#### 7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

#### 8. 責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

### 第 5 5 条 生産性向上チャレンジ工事

#### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

#### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 0 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

#### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

#### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

### 第 5 6 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を三展ミネコンサルタント（株）に委託している。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

### 第 5 7 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。  
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

#### 第58条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
材料確認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	開閉装置
寸法確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	開閉装置
機能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	開閉装置
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷による開閉動作確認とする。ただし、現地状況等により開閉動作が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

#### 第59条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

#### 第60条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
  - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。
    - 夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

#### 第61条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

#### 第62条 工事概要

本工事は、川俣ダムコンジット主ゲートの機能維持を目的として、水密ゴム加圧装置主要機器及び扉体圧着装置油圧配管の更新を行うものである。

#### 第63条 工事施工範囲

1. 施工範囲は、次に示す設備の撤去、製作、輸送、据付、現地試運転調整までとする。

なお、受注者は完成までに管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれるものとする。

- ・川俣ダムコンジット主ゲート 1号、2号

種別	細別	単位	数量	施工内容	備考
開閉装置	水密ゴム加圧装置	門分	2	主要機器更新	1号、2号
開閉装置	扉体圧着シリンダ ー油圧配管	門分	1	部分更新	2号

2. 次の内容は施工範囲内とする。

(1) 水密ゴム加圧処置機器の撤去に伴う離線、据付に伴う結線

3. 次の内容は施工範囲外とする。

(1) 水密ゴム加圧装置外の配管（既設流用とする）

(2) 油圧配管材等、撤去品、不凍液及び作動油の処分。ただし、監督職員と協議のうえ、処分を行わせる場合がある。

#### 4. 施工条件等

(1) 放流が必要な試験調整等は、実施時期、実施方法等について、事前に監督職員の承諾を得ること。

(2) 撤去及び据付は各号機毎に行い、施工中においてもコンジット主ゲート1門が稼働可能な状態を確保すること。

### 第64条 設計条件

#### 1. 全般

ダム形式 : アーチ式コンクリートダム  
堤高 : 117.0m  
堤頂長 : 131.0m  
天端標高 : EL. 980.0m  
水位 : 6月15日～8月14日 : EL. 967.5m (洪水貯留準備水位)  
8月15日～9月30日 : EL. 965.5m ( " )  
10月1日～6月14日 : EL. 976.0m (平常時最高貯水位)

#### 2. コンジット主ゲート

ゲート形式 : 高圧ローラゲート  
開閉方式 : 油圧シリンダ式  
扉体寸法 : 経間3.22m×扉高3.14m  
水密方式 : 戸当り側四方ゴム水密  
揚程 : 3.623m  
数量 : 2門  
設置年月 : 昭和39年12月

### 第65条 主要仕様

主要仕様は、次のとおりとする。

#### 1. 水密ゴム加圧装置

数量 : 2門分  
加圧容量 : 36L  
最大ダム使用圧 : 5.5kg/cm<sup>2</sup>  
設置位置 : EL921.2 (加圧ユニット)  
EL911.2 (回収ユニット)  
タンク容量 : 90L  
回収ユニットポンプ : 1.5kW 全揚程 85m 吐出量 6L/min  
使用流体 : 不凍液

#### 2. 扉体圧着シリンダー油圧配管

数量 : 1門分  
材質 : SUS304

**第66条 疑義**

本特記仕様書に疑義が生じた場合、または記載の無い事項は、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

**第67条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。****第3章 共通施工****第8節 据付****3-8-1 一般事項**

2. 資機材の搬入搬出の時期、方法、設置場所については、現地調査を行い十分検討した上で、施工計画書へ記載し施工するものとする。

**3-8-2 仮設機材****1. 一般事項**

設備に配置されている休止装置、電動ホイスト等の使用にあたっては十分調査を行い受注者の責において使用するものとする。なお、安全に使用することができない場合は別途監督職員と協議するものとする。

**2. 必要電力等**

受注者は、据付けに必要な電力、光熱、用水等を設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。ただし、設備操作に伴う電力は発注者の負担とする。

**3-8-3 据付**

10. 現場での据付は受注者の責任において、堤体、既設設備に影響を及ぼさないように十分注意して行うこと。

**第4章 水門設備****第1節 通則****4-1-2 一般事項**

3. 受注者は、本工事の施工にあたって設計図書によるほか、次の基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 機械工事施工管理基準（案）            | 国土交通省             |
| (2) 機械工事完成図書作成要領（案）          | 国土交通省             |
| (3) 機械工事塗装要領（案）・同解説          | 国土交通省             |
| (4) 土木工事共通仕様書                | 国土交通省             |
| (5) ダム・堰施設技術基準（案）            | 一般社団法人 ダム・堰施設技術協会 |
| (6) ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書（案）同解説 | 一般財団法人 水源地環境センター  |
| (7) 日本工業規格（JIS）              | 一般財団法人 日本規格協会     |

## 第2節 扉体及び戸当り

### 4-2-4 水密構造

#### 5. 水密ゴム加圧装置

水密ゴム加圧装置の以下（2門分）の更新を行うものとする。これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

品名	規格	数量	備考
【回収ユニット】			
レベルスイッチ	2接点	2個	
ギアポンプ	400V 1.5kW	2個	
電磁弁	20A ノーマルオープン	2個	
電磁弁	20A ノーマルクローズ	2個	
圧力計	0~1MPa	2個	
圧力計	0~1.6MPa	2個	
圧カスイッチ	0~1.5MPa	2個	
【加圧ユニット】			
加圧器	36L	2台	
アキュームレータ	5L	2個	
圧力計	0~1MPa	4個	
圧カスイッチ	0~1MPa	6個	
圧力計	0~1.5MPa	2個	
【共通】			
不凍液	オールシーズンタイプ	280L	

## 第3節 開閉装置

### 4-3-4 油圧式開閉装置

#### 9. 扉体圧着シリンダー油圧配管

扉体圧着シリンダー油圧配管の更新を行うものとし、漏油に対する機能回復を行うものとする。交換部品は以下（1門分）とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

品名	規格	数量	備考
接ネジ	W18×24L×27(六角) S25C	20個	
接ネジ	W18×28L×27(六角) S45C-N	4個	
高圧ねじ込み形エルブ	8A 90° SUS304	20個	
高圧ねじ込み形エルブ	Rc1/4 45° SUS304	4個	
高圧オスメスエルブ	Rc1/4-R1/4 SUS304	4個	
パッキン	T=1.6 φ19-26 Cu	24個	
さし込み溶接ユニオン	10A SUS304	20個	
さし込み溶接ユニオン	3/8B SUS304	4個	
レギュレーティングインサート	8A×10A SUS304	20個	

ボス	L20 φ11/φ17.3	4個	
マルチクランプ	SPHC	12個	
ニップル	PT1/8 SUS304	20個	
高圧ニップル	R1/4 SUS304	4個	
ゴムブッシュ	L36-3/8 合成ゴム	4個	
フレキシブルホース	8A×850 SUS 口金付	2本	
フレキシブルホース	8A×700 SUS 口金付	2本	
作動油	22cSt	10L	

## 第68条 その他

### 1. 総合試運転

現地総合試運転において、実運転が出来ないと判断される場合は、監督職員と協議の上、機器単体試験に替えることが出来る。

### 2. 出水時の対応

施工中は、天気予報等により出水の可能性を常に把握することとする。万が一出水の可能性があると考えられる場合は、監督職員との協議のうえ施工を中断し、必要な対応を取るものとする。なお、その場合の費用は契約変更の対象とする。(当初は、出水時の対応について見込んではいない。)